

施設利用申し込みのながれ

同ホームページ内『[施設利用上のお願い](#)』と合わせてご確認ください。

・ 空き状況を確認後、仮予約

確認方法：電話、来所、メール

※連絡代表者1名をご提示ください。

室内で食事や掲示物を貼付する際は、合わせてお知らせください（共有スペースは食事不可）。



・ 仮予約後、すみやかに施設等使用申込書を提出

提出方法：持参、郵送、FAX、メール

※使用料免除[※]で利用、また、不特定多数参加のイベントは、催し物の概要を添付してください。

例) 開催案内、チラシ、パンフレット等

※施設使用料の免除について

免除対象は同ホームページ内『使用料の減免』項目に記載（問合せ先：福井県エネルギー環境部エネルギー課）

● 使用料の減免

次の場合は使用料が減免されることがあります。

- 県が主催する事業であってセンターの設置目的に添ったものに使用する場合
- 県が共催する事業であってセンターの設置目的に添ったものに使用する場合
- 国、市町村またはエネルギーに関する研究開発、研修もしくは交流を主たる目的とする団体であって知事が認めるものが設置目的に添った事業に使用する場合
- その他知事が特に必要があると認める場合

施設等使用申込書の提出後、別途手続きが必要です。

【使用料免除手続きのながれ】

1. 施設等使用申込書等の提出時に、半額または全額どちらの免除が該当となるかをお知らせください。
2. すみやかに当センターから「使用料明細書」を連絡代表者にお送りします。
3. 2. の書類をもとに「福井県若狭湾エネルギー研究センター使用料免除申請書」を作成の上、ご提出ください。

提出方法：メール、FAX



・ 施設等使用許可書 手続き終了後に郵送します。



・ 納入通知書 施設利用後に郵送します。

期限（使用后20日目）までに福井銀行窓口で支払いをお願いします（手数料は無料です。見積書・請求書は発行しておりません）。